

災害対策に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 緊急支援対策室（第3条―第6条）
- 第3章 災害対策委員会（第7条―第12条）
- 第4章 災害対策本部（第13条―第18条）
- 第5章 緊急支援基金（第19条―第21条）
- 第6章 災害支援献金（第22条・第23条）
- 第7章 災害見舞金（第24条―第27条）
- 第8章 補則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規程は、宗教法人日本ホーリネス教団（以下「教団」という。）における災害に対する備えと災害発生時の行動について定め、災害による被害の防止と軽減を図るとともに、被災に対する支援を定めることにより、適切かつ迅速な被害の回復を図ることを目的とする。

（定義）

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 災害 台風、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生ずる被害をいう。
 - 二 教会 教団教憲第6条に規定する教会をいう。
 - 三 教師 教団教規第55条に定める者をいう。
 - 四 隠退教師 教団教規第65条第4項に定める者をいう。
 - 五 教会員 教団教規第45条に定める者をいう。
 - 六 建物 教会若しくは教団が所有権を有する不動産である建物又は教会若しくは教団がその原状回復の責めを負う建築物をいう。
 - 七 設備 教会若しくは教団が所有権を有する不動産である土地又は前号に規定する建物に従として付合する動産をいう。
 - 八 備品 教会若しくは教団が所有権を有する動産であつて、設備でないものという。
 - 九 被災 災害によって、次に掲げる被害が生じることをいう。
 - ア 人の生命若しくは身体の被害。
 - イ 建物、設備又は備品の被害。
 - ウ 教師、隠退教師又は教会員が現住する住居の被害。ただし、被害が浸

水である場合、床上以上の浸水に限る。

十 活動費用 会議費用、被災状況の調査費用及び金融に係る手数料をいう。

第2章 緊急支援対策室

(緊急支援対策室の設置)

第3条 奉仕局に、緊急支援対策室を置く。

(緊急支援対策室の組織)

第4条 緊急支援対策室は、室長及び室員をもって組織する。

2 室長は一名とし、奉仕局長が任命する。

3 室員は若干名とし、室長の推薦に基づいて奉仕局長が任命する。

(緊急支援対策室の所掌事務)

第5条 緊急支援対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害発生時に教団及び教会が取るべき行動を定義する「災害発生時の連絡・行動マニュアル」を作成し、教会に周知すること。

二 教会に対して災害対策を啓発すること。

(緊急支援対策室の費用)

第6条 緊急支援対策室の活動費用は、緊急支援基金（第19条に規定する緊急支援基金をいう。第9条乃至第11条及び第17条において同じ。）から支出する。

第3章 災害対策委員会

(災害対策委員会の設置)

第7条 奉仕局に、災害対策委員会を置く。

(災害対策委員会の組織)

第8条 災害対策委員会は、災害対策委員長及び委員をもって組織する。

2 災害対策委員長は一名とし、奉仕局長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる委員とし、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

一 総務委員 総務局長または総務局主事

二 財務委員 財務局長または財務局主事

三 支援室委員 緊急支援対策室の室長及び室員

四 担当委員 被災した教会が所属する教区の教区長（以下「教区長」という。）及び当該教区の担当教団委員

4 前項の委員は、兼務することを妨げない。

(災害対策委員会の所掌事務)

第9条 災害対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害が発生した場合、教団内の連携を図ること。

二 前号の目的のために、当該災害について、教団及び教会の被災状況を収集し、及び教会に情報を発信すること。

三 前号の被災状況に基づいて、必要な対応を決定すること。

2 前項第三号の必要な対応は、次に掲げるところによる。

- 一 災害支援献金（第22条に規定する災害支援献金をいう。第5項、第10条及び第16条において同じ）に基づいての募集を決定し、及びその用途を決定すること。
- 二 当該災害に対する支援のためにボランティアを募集し、及び派遣すること。
- 三 第25条に定める災害見舞金の給付を決定すること。
- 3 災害対策委員長は、災害が発生した場合、災害対策委員会を招集しなければならない。
- 4 総務委員は、次に掲げる事務を担うものとする。
 - 一 総務局と協力し、教団内の連携を図るために、教団及び教会の被災状況を収集し、及び教会に情報を発信すること。
 - 二 被災状況を収集するために、必要な調査をすること。
- 5 財務委員は、次に掲げる事務を担うものとする。
 - 一 緊急支援基金及び災害支援献金について監査をすること。
 - 二 支援に必要な費用を、教団の財産から支出することの適否を判断すること。
- 6 支援室委員は、次に掲げる事務を担うものとする。
 - 一 総務委員と協力して第4項第二号に規定する調査をし、及び初動対応をすること。
 - 二 第2項第3号に規定する決定に基づいて災害見舞金を給付すること。

（援助費）

第10条 教会が被災した場合、災害対策委員会は、緊急支援基金又は災害支援献金から当該教会に援助費を支給することができる。

（災害対策委員会の費用）

第11条 災害対策委員会の活動費用は、緊急支援基金から支出する。

（災害対策本部への承継）

第12条 次条第1項に規定する災害対策本部が設置された場合、災害対策委員会の所掌事務は、災害対策本部に承継する。

第4章 災害対策本部

（災害対策本部の設置）

第13条 災害が発生した場合であって、次に掲げるときは、教団委員会に災害対策本部を設置する。

- 一 教団本部（教団規則第2条に規定する本部事務所をいう。）が被災しその業務遂行に支障を生じたとき。
 - 二 教会が被災し、大規模な支援が必要とするとき。
- 2 災害対策本部は、教団委員長が、これを設置する。
 - 3 教団委員長に事故があるときは、教団委員の合議によって災害対策本部を設置することができる。

（災害対策本部の組織）

第14条 災害対策本部は、災害対策本部長、事務局長及び委員をもって組織する。

- 2 災害対策本部長は一名とし、教団委員長をもって充てる。

- 3 教団委員長に事故があるときは、教団委員の中から互選により災害対策本部長を選出する。
- 4 事務局長は一名とし、奉仕局長をもって充てる。
- 5 奉仕局長に事故があるときは、教団委員の中から互選により事務局長を選出する。
- 6 委員は、災害対策委員会の委員（第3項又は前項の規定により選出された者を除く。）をもって充てる。

（災害対策本部の所掌事務）

第15条 災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第9条第1項、第2項、第4項乃至第6項及び第10条に規定する災害対策委員会の所掌事務をすること。
- 二 教団の業務遂行に支障を生じている場合、その復旧に必要な対応をすること。
- 三 教会が被災した場合、その復旧に向けた支援をすること。

（支援費）

第16条 教会が被災した場合であって、その復旧に多額の費用を要するときは、災害対策本部は、災害対策基金、災害支援献金又は教団の財産から支援費を支給することができる。

（災害対策本部の費用）

第17条 災害対策本部の活動費用は、緊急支援基金から支出する。

（災害対策本部の解散）

第18条 災害対策本部は、第15条及び第16条に規定する事務を終了したとき解散する。

第5章 緊急支援基金

（緊急支援基金の設置）

第19条 第24条に規定する災害見舞金、援助費及び支援費並びに活動費用に充てるため、緊急支援基金を設置する。

（緊急支援基金の管理）

第20条 緊急支援基金は、奉仕局長が管理する。

（緊急支援基金の財源）

第21条 緊急支援基金は、教会による緊急支援基金を指定する献金をもって充てる。

- 2 緊急支援基金を管理する口座に入金された献金であって、使途の指定がない献金は、緊急支援基金を指定する献金と推定する。

第6章 災害支援献金

（災害支援献金の募集）

第22条 災害が発生した場合、災害対策委員会又は災害対策本部は、当該災害を指定した災害支援献金を募ることができる。

（災害支援献金の使途）

第23条 前条の災害支援献金は、災害対策委員会又は災害対策本部の決定に基づいて、当該災害の被災地域への献金若しくは募金、援助費若しくは支援費又はボランティアの派遣費用に充てる。

2 前項の決定に基づいて災害支援献金から支出するときは、支出する額の5%に相当する額を緊急支援基金に繰り入れるものとする。ただし、災害対策委員会又は災害対策本部において、特段の事情が認められる場合は、この限りではない。

3 第1項の決定に基づいて支出した額及び前項の繰入を行った額の合計が、災害支援献金の額を下回る場合、余剰額は緊急支援基金に繰り入れるものとする。ただし、災害対策委員会又は災害対策本部において、特段の事情が認められる場合は、この限りではない。

第7章 災害見舞金

(災害見舞金)

第24条 災害が発生した場合、被災した教会、教師、隠退教師又は教会員に災害見舞金を給付する。

2 前項の災害見舞金は、教会ごとに、建物、設備若しくは備品又は教師、隠退教師若しくは教会員の被災状況を取りまとめ、当該教会の教師が、教区長及び総務局の順に経由して、災害対策委員会又は災害対策本部に災害見舞金の給付の申請をするものとする。ただし、災害対策委員会又は災害対策本部において、特段の事情が認められる場合は、教区長又は教団委員が当該申請をすることができる。

3 前項の申請に基づいて、災害対策委員会又は災害対策本部が、災害見舞金の給付を決定し、及び給付する。

(教会員への災害見舞金の給付)

第25条 前条第1項の災害見舞金を教会員に給付しようとする場合であって、災害対策委員会又は災害対策本部が必要と認めるときは、災害対策委員会又は災害対策本部並びに教会及び教区長からなる合議体による協議を経た上で、給付の適否を決定することができる。

2 前条第1項の災害見舞金を教会員に給付する場合は、給付を受ける教会員が所属する教会を通じて行う。

(災害見舞金の額)

第26条 第24条の災害見舞金の額は、次の各号に掲げる者に、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 教会 3万円
- 二 教師 1万円
- 三 隠退教師 1万円
- 四 教会員 1万円

(災害見舞金の費用)

第27条 災害見舞金は、緊急支援基金から支出する。

第8章 補則

(規程の改廃)

第28条 この規程を改正し、又は廃止するときは、教団委員会の承認を得なければならない。

- 2 この規程を廃止するときは、緊急支援基金は教団の財産に繰り入れなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、教団委員会において承認された日（2025年12月2日）から施行する。

(承継関係)

第2条 この規程の施行の日前に緊急支援対策室が設置されているときは、その所掌する事務に応じて、この規程の緊急支援対策室又は災害対策委員会がその事務を承継する。

- 2 この規程の施行の日前に緊急支援基金が設定されているときは、この規程の緊急支援基金に繰り入れる。
- 3 この規程の施行の日に、災害見舞金に関する規程（2024年4月1日施行）は廃止する。